

教えて
よもじい!

「成年後見制度利用促進基本計画」

って何?



よもじい、よもじい!



“成年後見制度”っていうのは、認知症高齢者や、精神・知的障がい者のような判断能力が充分でない人たちの権利をまもるための制度ダイね。



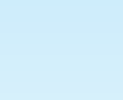
なんじゃい、だいふくん。



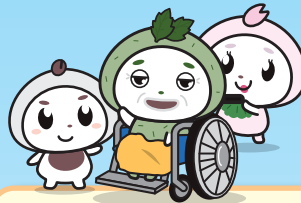
最近、“基本計画”って単語をよく見かけるんだけど何のこと?



うむうむ。
よく勉強しとるな。



よしきた! 今回は
“成年後見制度利用促進
基本計画”について教えてよう。



「成年後見制度利用促進基本計画とは」

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定された。

計画の対象期間は概ね5年間(平成29~33年度)を念頭においており、国・地方公共団体・関係団体等は、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととしている。



うーん。難しいモチ...



本会では、平成29年度から「広域型権利擁護センター設置促進事業」を実施しています。後見制度の利用促進を含めた広域型の権利擁護センターの設置を促すことで、県内の権利擁護に対する体制整備に取り組んでいます。

簡単に言うと、
“成年後見制度を使いやすくするために、
国・県・市で体制整備をするという計画が
できた”と思ってくれたらよいぞ。



それなら何となくイメージできた!
ありがとうよもじい!



うむ。(わしもそろそろ任意後見について考えるかのう...)



“あんしんサポートセンター”って
どんなことをしているの?



県あんしんサポートセンターでは、日常生活自立支援事業の実施を中心とした、県内における権利擁護体制の構築・支援等を行っています。



平成29年度は具体的には
こんな事業に取り組んでる
モチ。

事業名	概要
① 日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行うもの。
② 権利擁護・成年後見セミナー (地域福祉推進活動事業)	地域における権利擁護ネットワークの構築、制度の効果的な利用など権利擁護活動の普及・啓発のためのセミナーを行うもの。
③ 広域型権利擁護センター設置促進事業	複数の自治体に跨がる広域型の権利擁護センターの設置をコーディネートするもの。

※その他、権利擁護に関する相談や大分あったか・はーと駐車場利用制度の受付窓口等も行っています。



特に最近、全国的に“成年後見制度”を利用しやすいようにする体制整備が行われてきていて、大分でも積極的に取り組んでいるモチ!

お問い合わせ先
TEL:097-551-0110
FAX:097-551-5454